

市立大学等について

・ 外国語大学

1 . 土地について

(2) 不動産登記簿について (前記報告書 22 ~ 23 頁)

前述のごとく、昭和 61 年に「外大」が「みなと総局」から有償移管を受けた土地について、平成 14 年 7 月 22 日現在、不動産登記簿上、分筆されていません(表 1 ; ~ 参照)。

「外大」が「みなと総局」との間の上記有償移管にかかる「協定書」(昭和 57 年 3 月 10 日付)では、「共有」の旨の条項は特に設けられておりません。のみならず、同協定書第 7 条において「土地の所有権は・・・乙(「外大)」が取得する」と土地所有権の取得が明確にされています。従って、本来は、「外大」と「みなと総局」の各々の所有権に基づいて、不動産登記簿を早急に訂正(分筆)する必要があります(「公有財産規則」第 13 条)。

地方自治法(以下、「自治法」という。)上、公有財産は、行政財産と普通財産とに分類され(「自治法」第 238 条第 2 項)、「行政財産」とは、「地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい」、また、「普通財産」とは、「行政財産以外の一切の公有財産」をいいます(「自治法」第 238 条第 3 項)。従って、両者はその使用目的により明確に区分されています。

ところが、現状では「外大」と「みなと総局」とで土地台帳上、「共有」となっている物件(表 1 ; ~ 参照)については、1 つの土地につき、行政財産と普通財産の双方が併存することとなり、定義上矛盾をきたしています。

具体的には、平成 13 年 4 月 1 日現在の「神戸市公有財産表」において、「外大」の上述共有部分(表 1 ; 45,153.62 m²)に「西区学園東 9 丁目」の土地(84,846.43 m²)を加えた「外大」所有の土地総面積(130,000.05 m²)が行政財産として、また、「みなと総局」の上述共有部分(表 1 ; 66,092.27 m²)を含む土地(1,320,433.13 m²)が普通財産と表示されています。この観点からも、「外大」と「みなと総局」の各々の所有権に基づいて、不動産登記簿を修正すべきと考えます。

措置内容

みなと総局が、関係土地の測量、筆界確定、境界杭の設置及び外大敷地の分筆を行い、地籍整理が完了した。

また、それを受けて行財政局が土地・建物台帳の修正を行った。